

(様式第1号別紙)

## 倉敷市移住支援金の交付申請に関する誓約書及び同意書

移住支援金の交付申請にあたり、下記の誓約事項に誓約し、同意事項に同意いたします。

### 記

#### 1 誓約事項

- (1) 申請書及び提出書類の内容はすべて事実と相違ありません。
- (2) 倉敷市移住支援金の交付等に関する報告及び立入調査について、岡山県又は倉敷市から求められた場合には、それに応じます。
- (3) 以下の場合には、倉敷市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は2分の1の額を返還します。
  - ①偽り又は不正な手段により移住支援金の交付決定を受けたことが判明した場合：全額
  - ②移住支援金の申請日から3年を経過する日の前日までの間に岡山県外へ転出した場合：全額
  - ③移住支援金の申請日から1年を経過する日までの間に移住支援金の要件を満たす就業証明書（就業（マッチングサイト）の場合に限る）の職を退職した場合：全額
  - ④岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領に規定する起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
  - ⑤関係人口の就業又は起業の場合において、移住支援金の申請日から1年を経過する日までの間に移住支援金の要件を満たす就業証明書の職を退職又は、移住支援金の要件を満たす起業における事業を継続できず、かつ、申請日から2年を経過する日までに移住支援金の要件を満たす就業及び起業（いずれも関係人口の場合に限る）の事業の継続の期間が1年に満たないとき（2回目以降の就職・起業の時期は申請から1年以内に限らない）：全額
  - ⑥関係人口の農業又は漁業の場合において、移住支援金の申請日から1年を経過する日までの間に当該農業又は漁業を辞めたとき：全額
  - ⑦移住支援金の申請日から3年を経過した日から5年を経過する日までの間に岡山県外へ転出した場合：2分の1
- (4) 申請者を含む世帯員の全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないことを誓約します。

#### 2 同意事項

- (1) 倉敷市が、倉敷市移住支援金の交付に際して得た個人情報について、他の都道府県又は他の市区町村において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。
- (2) 移住支援金の支給要件、返還要件等に該当するかどうか確認するために、倉敷市が必要な範囲内において住民基本台帳情報の必要な事項を確認すること及び就業先への調査等による就業状況確認などを実施することに同意します。
- (3) 申請から1年を経過した日から30日以内に就業又は起業の状況を市に報告します。（マッチングサイトの場合及び関係人口の場合に限る）

倉敷市長 宛て

年 月 日

(自署) 住 所  
氏 名